

千葉市健康づくり事業実施要綱

(目的)

第1条 市民が行う健康づくりを点数に換算し、規定の点数に達することにより、インセンティブの授与などを行う「千葉市健康づくり事業」(以下「事業」という。)を実施することで、市民の生活習慣の改善を促進するとともに、健康づくりに取り組みやすい社会環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「インセンティブ」とは、健康づくりに取り組む意欲を高めるため、賞品等の授与、千葉市健康づくり推進事業所の認証、千葉市ホームページ等での公表、表彰などを行うことをいう。

(事業の対象となるもの)

第3条 事業の対象となるもの(以下「対象者」という。)は、以下のとおりとする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 地区組織(町内自治会又は近隣住民で構成する自主グループ)

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 対象者による健康づくりに関する取り組みの実施状況に応じたインセンティブの授与

(2) その他事業の目的を達成するために市長が必要と認めるもの

(インセンティブ対象となる取り組み)

第5条 インセンティブの対象となる取り組みは、別に定める。

(申請基準)

第6条 対象者が実施した取り組みは、別に定める基準により点数に換算し、規定の点数に達した場合、インセンティブの申請をすることができる。

(申請)

第7条 前条の規定による申請は、別に定める申請書のほか、取り組み内容の概要がわかる書類を添付して市長に提出するものとする。

(承認通知等)

第8条 市長は、前条に定める申請書等を受理したときは、その内容を審査し、審査結果を対象者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、承認した場合は、別に定めるインセンティブを授与する。

(インセンティブの返還等)

第9条 市長は、虚偽の申請等をした対象者に対し、その申請者に授与したインセンティブの返還等を命ずることができる。

(台帳の作成)

第10条 市長は、申請状況を明確にするために台帳を作成し、記録しておくものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。